

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が土曜日のときは、その翌日)

目次

- ◇ 告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（〃）
土地改良事業の工事の完了（二件）（〃）
保安林の指定の解除予定（造林課）
開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）
公有水面の埋立ての免許の出願（河川課）
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 警備員指導教育責任者講習の実施（防犯少年課）
- ◇ 正 誤 鳥取県告示第三百八十六号中訂正（林務課）

告 示

鳥取県告示第五百八十六号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）今在家地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十二年七月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十七号

溝口町が行う土地改良事業に係る荘地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に

供する。

昭和六十二年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年七月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
------	-----------	---------

倉吉市	農林業地域改善対策事業 津谷平地区区画整理	昭和六十二年三月十五日
用瀬町	第二次農業構造改善事業 成地区ほ場整備	昭和五十五年三月二十五日
名和町	同和对策農業基盤整備事業 押平地区ほ場整備	昭和六十二年三月二十六日

鳥取県告示第五百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
天神野土地改良区	団体営農業用排水事業 井谷地区農業用排水	昭和五十年二月二十八日

鳥取県告示第五百九十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字砂浜二二五九の四九

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五百九十一号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年一月二十九日鳥取県指令受都計三一二第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市杉崎字犬子山及び字大段

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市杉崎三五六

山本正美

鳥取県告示第五百九十二号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年四月十八日鳥取県指令受鳥土維第二百一十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字田村田及び字川上

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市江崎町三九

株式会社中国開発

代表取締役 林 利夫

鳥取県告示第五百九十三号

公有水面埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部河川課、鳥取県鳥取空港建設事務所及び鳥取市建設部計画課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

鳥取市賀露町字西浜一七五七一―二二〇六地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から③の地点までを順次に直線で結んだ線及び③の地点から①の地点に至る昭和六十一年秋分の日の高潮位(T・Pプラス〇・四二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 鳥取市賀露町字西浜一七五七一―二二〇五地の標杭(北緯三五度三一分三八・〇三秒東経一三四度〇九分一七・三八秒。以下「基点」という。)から四七度二三分四〇秒八七・二四メートルの地点

②の地点 ①の地点から三度四七分二一秒一三九・四五メートルの地点
③の地点 ②の地点から九三度四七分二一秒五三五・二五メートルの地点

(三) 面積

三七、七八六・六七平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

鳥取市賀露町字西浜一七五七一―七三四、一七五七一―七三九、一七五

七―七五二、一七五七一―七五四、一七五七一―〇九〇から一七五七一

一〇九六まで、一七五七一―一一二五、一七五七一―一九五から一七五七一―二二〇二まで、一七五七一―二二〇五及び一七五七一―二二〇六、伏野字砂浜二二五九―一並びに字スクモ塚一七二三、一七二四―内第一、一七二四―二、一七二四―五、一七二四―六、二五四―一、二五四―三、二五五六、二五五六―一、二五五七及び二五八〇―一の陸域並びに賀露町字西浜一七五七一―一一二五、一七五七一―二二〇五、一七五七一―二二〇六及び二二五九―一地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域並びに④の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑨の地点と④の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基点から二五六度五九分二四秒二九・八六メートルの地点
②の地点 ①の地点から三度四七分二一秒六三・〇〇メートルの地点
③の地点 ②の地点から二六〇度二八分二三秒二一七・〇九メートルの地点
④の地点 ③の地点から三度四七分二一秒四九八・二五メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から九三度四七分二一秒一、一四二・八〇メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から一八三度四七分二一秒二六一・二五メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から九三度四七分二一秒五六八・四五メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から九三度四七分二一秒五六八・四五メートルの地点

地点

㊦の地点 ㊦の地点から八二度二八分四五秒五〇九・九〇メートルの

地点

㊧の地点 ㊧の地点から九三度四七分二一秒五〇〇・〇〇メートルの

地点

㊨の地点 ㊨の地点から一八三度四七分二一秒二二五・〇〇メートル

の地点

㊩の地点 ㊩の地点から二七三度四七分二一秒二、一六〇・〇〇メー

トルの地点

㊪の地点 ㊪の地点から二二七度二三分三一秒八九・二五メートルの

地点

㊫の地点 ㊫の地点から二五九度二七分二八秒一四二・九〇メートル

の地点

㊬の地点 基点から二四三度二二分二七秒二五九・七五メートルの地

点

㊭の地点 ㊭の地点から一八三度四七分二一秒一四二・五〇メートル

の地点

㊮の地点 ㊮の地点から二七三度四七分二一秒一四一・〇〇メートル

の地点

㊯の地点 ㊯の地点から三度四七分二一秒一四二・五〇メートルの地

点

㉑ 面積

七八〇、〇七九・四一平方メートル

四 埋立地の用途

空港用地

五 出願年月日

昭和六十二年七月十三日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号

昭和六十二年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十二年七月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

一 日時 昭和六十二年七月二十日(月)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 1 選挙人名簿の閲覧に関する事務処理要綱について

2 明るい選挙推進月間の主要事業について

公 告

警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項第1号に規定する

警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

昭和62年7月14日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

- 1 実施期日
昭和62年9月7日(月)から同月11日(金)までの5日間(各日とも午前9時から午後5時40分まで)

2 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎第21会議室

3 講習事項

- (1) 警備業務実施の基本原則に関すること。
- (2) 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
- (3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- (4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- (5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

4 受講手続

- (1) 受講申込書の受付期間

昭和62年8月7日(金)から同月27日(木)まで(郵送の場合は、昭和62年8月27日(木)までの消印のあるものは、有効とする。)

- (2) 受講申込書の提出先

ア 県内に住所を有する者
住所所在地を管轄する警察署

- イ 県外に住所を有する者
鳥取県内のいずれかの警察署

(3) 提出書類

- ア 所定の様式による警備員指導教育責任者講習受講申込書 2通

イ 写真

縦、横各3センチメートルで、受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真を受講申込書の所定の欄にはり付けると。

(4) 受講手数料及びその納付方法

- ア 受講手数料

31,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

(5) その他

- ア 講習終了後に規則第3条第2項に規定する終了考査を行う。
- イ 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- ウ この講習についての問い合わせは、最寄りの警察署又は鳥取県警察本部防犯部防犯少年課(電話0857-23-0111)にすること。

鳥 取 県 警 署

鳥取県告示第三百八十六号(入会林野整備計画の適否の決定について)

中次の箇所
に誤りがあつたので、訂正する。

七 頁
上 段
十 一 行
三三二 誤
一 正
三三三